

国見町災害対策本部（観月台文化センター内） 電話番号 024-585-5520

《手続きの期限が迫っています》

■罹災証明書の申請受付は、10月31日（月）まで

現在町では、東日本大震災により建物に被害があった場合、建物の所有者等からの申請に基づき被害認定調査を行い、罹災証明書を発行しています。

罹災証明書を必要とする方は、**罹災証明書の申請受付を平成23年10月31日まで（平日のみ8：30～17：15）に忘れずに申請を**お願いします。

なお、建物を自ら解体する場合につきましては、平成24年1月31日までに解体したことを確認できるものに限り、今まで同様「全壊」と認定して罹災証明書を発行します。

また、今後の固定資産税等の減免申請に伴い罹災証明書が必要となる方につきましても、平成23年10月31日までに申請してください。

■損壊家屋等解体処理の申請受付は、10月31日（月）まで

東日本大震災により損壊した個人及び中小企業者等が所有する家屋などについて、二次災害の防止及び生活環境上の保全と安全安心の確保を図るため、所有者からの申請等に基づき、町が町内業者と契約し、町の事業として解体処理を実施します。

申請の受付は、10月31日（月）まで（平日のみ9：00～16：30）となっています。該当する方は、忘れずに申請をお願いします。なお、詳しくは、9月9日に各世帯に配布しました「大震災により損壊した家屋等の解体処理について」をご覧ください。

※本事業は、罹災証明書で「半壊」以上と判定された家屋等を対象としていますので、当該事業により解体した場合は、罹災証明書の判定は変わりません。

※本事業により、平成23年3月1日現在居住していた半壊の住宅を解体した場合には「解体証明書」を発行しますので、被災者生活再建支援金の申請を行う際にご利用ください。

◆問い合わせ 建設課建設係 ☎585-2972

あんぽ柿等の加工自粛について（緊急のお知らせ）

次の理由により、福島県知事からあんぽ柿等（干し柿含む）の加工自粛の通知がありました。町としても、県・伊達市・桑折町とともに、生産者の皆様に加工の自粛をお願いいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 県で国見町、桑折町及び伊達市において採取した原料柿からあんぽ柿を試験的に製造し放射性物質検査を実施した結果、放射性物質が原料柿中の2倍から26倍と、その濃縮度合については個別により差が見られるものの、一部のあんぽ柿等からは食品衛生法上の暫定規制値である500ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたため。
- ② 県のブランド認証産品でもあるあんぽ柿等の安全を確保するため。

なお、あんぽ柿等の加工自粛に伴う損害については、東京電力に対する損害賠償請求の対象となりますので、収穫前後の写真を必ず撮影しておくようにしてください。相談窓口は次のとおりです。

伊達地域農業推進協議会 損害賠償補償対策窓口（JA伊達みらい本店新館2階）☎575-0152

◆問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎585-2986